

いの町告示第 135号

公告（公示送達）

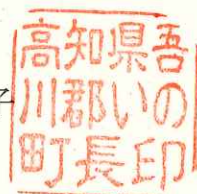
下記の書類は送達を受けるべき者の所在が不明であることから、地方税法第20条の2及びいの町税条例第18条の規定により公告する。

なお、この書類はいの町町民課において保管し、申し出があればいつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和8年7月30日

いの町長

池田 牧子



記

送達すべき書類	送達を受けるべき者の氏名
令和8年度 町民税・県民税・森林環境税納税通知書	BIANCA NOVRILIA AYU PUTRI